

全国一般全国協

2016年3月10日 No.131

全国一般労働組合全国協議会

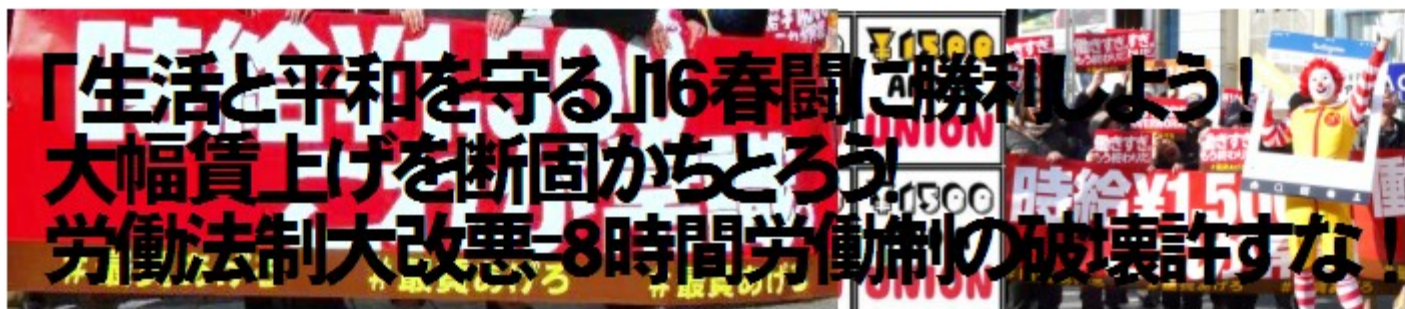
編集発行人 渡辺啓二

東京都港区新橋5-17-7 小林ビル

TEL 03-3434-1236 FAX 03-3433-0334

URL: http://www.nugw.jp/

Email: nugw@nugw.jp



●ストライキで大幅賃上げを!

全国一般の16春闘は、ストライキを構え、ストライキで闘い、大幅賃上げの獲得を目指します。そして、16春闘を通じての組織強化・組織拡大を、大きな目標としていくつもりではありませんか。

今、アベノミクスの恩恵を受けた大手企業がますます優遇される中で、昨年一昨年と、中小零細企業労働者が切捨てられ、大企業労働者との賃金格差の拡大は我慢の限界です。

経団連傘下の大企業は、金融緩和・円安により、海外収益の国内還元などで、史上最高という利益をすでに獲得しています。しかしここへ来て、“マインスマイル”発表などにより、株価が大暴落し、ついにアベノミクスの失敗が誰の目にも明らかにになると、経団連を始めとし経営側は、“先行き不透明”だとか、“不安心理が働く”などと、賃上げへの圧力発言を強めて

います。しかし一方で、本年度は、自動車・ゼネコンを始めとする多くの企業が、史上最高益をたたき出しています。ぼろ儲け隠しの内部留保も、324兆円に上っているという事実があります。

儲けをばきだせ! 中小企業からの収奪したものを返せ! 労働者を長時間労働・低賃金でこき使い搾取した分を返せ! これが私たちの叫びです。

規制緩和で労働法制を大改悪し、8時間労働制を破壊するのをやめろ! と、強く、強く訴えよう!

●低賃金、非正規差別を許すな!

全国一般はまた、若年労働者、女性労働者、非正規の長時間低賃金で働く労働者と共に、企業内の最賃をアップさせ、あらゆる面での均等待遇実現を要求します。そして、最低賃金の大幅アップを求めています。安倍首相の、3%成長という条件付での最賃アップも、2020年を過

ぎた時期での「最賃1000円」というのはまやかしです。2010年の政労使合意、閣議決定もした「2020年までに最低800円以上、全国平均で1000円以上」という政府の約束をただちに実行すべきです。

全国一般は、「最低賃金1500円以上、今すぐ、今すぐ1000円」を求めます。

●最賃キャンペーンを成功させよう!

マラソンした中で私たちは、コミュニティ・ユニオン全国ネットの仲間、首都圏青年ユニオンの仲間、郵政ユニオンの仲間を始めとし、多くの仲間と共に、「最低賃金大幅アップキャンペーン」をスタートとし、展開中です。

2月27日には、東京新宿駅東口アルタ前で70名によるキャンペーンを皮切りに、宮城・郡山・いわき・佐野の、北関東・東北3県、京都、そして全国いっせいに15団体・労組が、最賃大幅アップのキャンペーン



16春闘スケジュール

3/12(土)	2016原発のない福島を! 県民大集会 13:10~@郡山市・開成山陸上競技場 ~キャラバン行動(~26日)
3/15(火)	外国人総行動・省庁交渉 10:00~
3/19(土)	戦争法を廃案へ国会包囲・総がかり行動 13:30~@日比谷野外音楽堂
3/26(土)	脱原発・代々木公園集会デモ 13:30~

を展開しています。戦争法の廃止を求める2000万人署名に対する取り組みもあります。16春闘の課題は山積していますが、全国一般は各方面で主力を出し切って、「生活と平和を守る」16春闘を、精一杯闘いましょう!

「ユニオン・合同労組連絡会」が結成された！ 連帯共闘の輪を広げていこう！ 中央執行委員長・平賀雄次

昨年12月21日、東京三田で「ユニオン・合同労組連絡会」が結成されました。この連絡会は、岐阜一般労働組合本間高道委員長、自治労全国一般福岡地方労働組合山岡直明委員長、全国一般全国協議会平賀雄次委員長三名の呼びかけで結成されたものです。

呼びかけ労組は、この数年の経験交流をふまえて、非正規労働者や中小

16けんり春闘(第1波)かちとる 2・19経団連前行動

二月十九日に「16けんり春闘実行委員会」が東京総行動に立ち上がりました。昼休みの時間帯には、経団連に対する要請行動を行いました。

東京全労協の寺島さんの司会で、要請行動が行われました。まず、大阪ユニオンネットワークの共同代表である増沼さんが壇上に立ち、「安倍政

企業労働者の未組織・無権離状態の克服が現下の労働組合運動の中心課題であり、企業労働組合の限界を超える地域合同労組・ユニオンの強化発展が求められているとの共通認識を確認しました。

そして、非正規労働者・女性労働者・外国人労働者等とともに闘う新たな課題・運動のために、より広く互いの経験を連携・共鳴させる交流拡大・連

絡強化が従来の組織的枠組みに越えて必要であると考え「連絡会」の結成にいたしました。

志しを同じくする合同労組、ユニオンの仲間に「連絡会」への参加拡大を訴えています。

今後、経験交流・情報共有、未組織・非正規労働者の現状分析、諸課題の共同学習・研究、争議支援・労働法改悪問題での協力強化に取り組みこ

権の経済政策によって大企業の利益がますます積みあがる一方で、労働者の賃金は下がっている。自分たち労働者自身の力で賃上げをかちとっていき、そういうたたかいを展開していこう」と訴えました。つづいて、全港湾、全国協、全造船、国労、郵政ユニオン、東京南部、東京労組の人々が、

ととし、この1月には、16春闘勝利への「連絡会」アピールを発して大きく広がっていきましよう。(2016年1月)

最賃千五百円へ、今すぐ千円に！ 2・27全国15ヶ所一斉行動、新宿東口では70人の仲間で…

二月二十七日、東京・新宿で、「最低賃金大幅引き上げキャンペーン」の街頭宣伝行動が取り組まれました。「最低賃金時給千五百円をめざして。

今後は、経験交流・情報共有、未組織・非正規労働者の現状分析、諸課題の共同学習・研究、争議支援・労働法改悪問題での協力強化に取り組みこ

そして、要請団が経団連会館入口に立ち、要請書を手交しました。

最後に、「けんり春闘に勝利するぞ！」とシュプレヒコールを上げました。

中小企業で働く労働者や非正規労働者、外国人労働者を含むすべての労働者の賃上げと当たり前の権利を求めて、16春闘をたたかい抜きましょう。



それぞれの取り組みを報告しました。



2/27 新宿東口に70人で

1/3 第21回 各県代表者会議
16春闘方針を、全国80人で確認

第21回各県代表者会議と「トトラック・運輸」「生協労働者交流」「最賃」「介護・福祉」の4部会が、1月30日、31日の両日に渡って、東京浜松町の神明いきいきプラザで開かれた。

各県代は24単組44名が参加者し、各部会を合わせた、のべ約80名近くの仲間が参加した。

議長運営は、前半は提案された16春闘方針に対する意見を中心に、後半は活動報告を中心とした発言を、との二部制に分けて進められた。

16春闘方針を巡っての討議は、「税の使い道についても触れるべき」「全国協のない地域での組織化を積極的に取り組む」「最賃闘争への取り組み」「インタラクティブ加入の闘い」「高齢者雇用安定法の問題と再雇用の闘い」等々が出され、春闘方針が補強された。

また争議報告では、i w a i 分会の闘いの映像報告や、ワタミ市進支部（東京東部労組）・ファミマ解雇争議和解（三多摩）などのうれしい闘いの報告と、ファミマ松本インター店（長野一般）の年末ストを始めとした闘い等々が、14名の発言者から次々と報告された。

各県代終了後の交流会も大いに盛り上がり、16春闘勝利を誓った。

1/3 最低賃金時給1500円をめざして。
いますぐどこでも1000円に！
最賃闘争担当者交流会

最低賃金闘争担当者交流会は、1月31日午後から6団体11名が参加して行われた。

冒頭、野村中執から最低賃金闘争の考え方についての提案があった。

「ペーン」委員会の「最低賃金時給1500円をめざして。いますぐどこでも1000円に」の取り組みに参加すること。最低賃金の金額は高ければいいというものではなく、社会保障制度との関連で考えなければならず、社会のありようとの関連の中で議論していく必要があることなどが討論された。

今後の取り組みとして、①中央最低賃金審議会に対する署名、地方最低賃



近年、最低賃金引き上げの影響率が高まっております。非正規労働者の増大の中で、非正規労働者でありながら、当たり前前に生活できる賃金を要求していく必要性があること。「最低賃金大幅引き上げキャンペーン」

金審議会に対する署名（案）を3〜5月の日程で取り組む、②大手コンビニ二本社およびエリア本部に対する募集賃金引き上げの要請（4月）を経て、③中央最低賃金審議会宛宛する意見書（6月）、④地方最低賃金審議会に対する意見書（7月）、⑤審議会の傍聴（7〜8月）、⑥異議申し出の提出（8月）、⑦10月から発効する新しい最低賃金の周知キャンペーンなどに参加していくことが確認された。



安倍政権も、アベノミクスの破たんが問われ、内需拡大抜きにデフレ脱却が不可能なことが鮮明になる中で、毎年3%の最低賃金引き上げを打ち出さざるを得なくなっている。これらの動きを最大限活用しながら、先進国の中でも最も低い日本の最低賃金を大幅に引き上げるとともに、地域格差拡大の要因にもなっているランク制を廃止し、全国一律最低賃金実現に向け取り組みを強化しよう。

1/3

非正規労働者の増加や、長時間労働に頼らざるをえない劣悪な環境との闘いだ！ トラック職場交流会

各県代表者会議の翌日、勝ち取ったこと等が報告の1月31日、トラック職の交流会が行われ、トラック職場の労働者を含め、19名が参加しました。自己紹介の後、各職場からの報告が行われました。

三多摩のグリーンサーブス分会から、組合結成後の配車差別・不当労働行為との闘い、労働委員会での勝利命令と10日間のポストノーティスを

1/3 介護交流会に参加しての感想
どんぐり労組・早川陽二

現在、私は埼玉県内の重複聴覚障害者が生活するグループホームで世話をしています。

今回の介護交流会には初めて参加しました。参加者は障害当事者も含めて十数名でした。思っていたよりも少人数でしたが、各組合員の職場の状況や組合活動の報告や、

しを許さず、労災の上乗せ補償を勝ち取った例などが報告されました。また、自治労全国一般から、事故の免責部分を労働者に負担させたり、歩合制なのに売上を乗務員に知らせない等の事例が紹介されました。

トラック全般の問題として、非正規労働者の増加や、長時間労働に頼らざるをえない劣悪な環境



私どもの組合からは聴覚障害者に関わる職場というところで聴覚障害者の「言語」である手話について簡単に説明させていただきました。また、今年四月から施行される障

1/3

生協労働者部会 下請・非正規問題と、生協組合員が平均55歳以上という事業縮小の危機

中央執行委員／大野隆

1月31日午前、各県代表者会議にあわせて、生協部会の委員が開かれた。残念ながら幅広い参加は得られず、全国一般神奈川と東京労組傘下の合計3組合の会議となった。これら3組合は、日頃から協議を重ねているが、それは全国協としての運動とは相対的に別個のものであるところから、全国協として全国の運動をどうするかを巡る議論が必要なのであると、中央執行委員としては痛感した。

議論は、端的に「生協運動」という言葉がすでに死語になり、単なる流通会社としての問題に配送の下請化や非正規雇用の増大に焦点を合わせざるを得ないということが中心になった。

また、いずれの職場でも「評価制度」が課題になっており、評価査定を

や職場内でも改めて討議していきたくと思っています。現在、劣悪な労働環境のなかで日々業務に従事されている社会福祉事業従事者が全国各地に大勢いらつしやんと思っています。この組合組織が、我々社会福祉事業従事者のセーフティネットのような存在であり続けてほしいですし、その一員として活動していきたいと感じた交流会でした。

(社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会・第1どんぐりホーム／早川陽二)

個人的に少し衝撃的だったのは、生協組合員(通常の消費生協は、加入している生協組合員だけを相手に「商売」する)の平均年齢が55歳以上で、中には60歳を越えている生協もあるという事実が報告されたことだった。労働組合の闘いをどうするかという観点からも、新たに若い生協加入者を得ないと仕事自体が縮小に向かうという厳しい現実に向かうという厳しい現実にはどう対処するか、大きな課題が明らかになったのではないだろうか。

1/1

青葉郵便局の解雇は無効の判決か ちとる！「勝利」報告集会を開催 全国一般神奈川

1月19日、横浜地裁502号法廷、多くの傍聴者が見守る中、裁判官は、「主文、原告が被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。」と読み上げ解雇無効の判決を言い渡しました。

その後、横浜弁護士会館5階の議室に移動し、「勝利」報告集会が開催されました。

その後、横浜弁護士会館5階の議室に移動し、「勝利」報告集会が開催されました。

2/2

西日本討論集会を開催、16春闘い よいよ始まる！ 大阪全労協・福

戦争法強行の陰で安倍政権はしつかりと派遣法

改悪を成立させ格差拡大に拍車をかける2016春闘です。

大阪では、2月10日にはユニオンネット主催の春闘決起集会が東京から首都圏青年ユニオンから講師を招いて開催され、又20日21日と2016西日本春闘討論集会がこちらら全労協青年委員会代表を招いて開かれました。



こと。

②さらに、会社の雇い止めの回避努力は不十分で、青葉郵便局の上局である南関東支社の雇い止め回避努力が足りないこと。



③この判決は、原告主張が取り入れられた完全勝利の判決であることなどが報告されました。

参加者一同、大きな拍手で確認しました。

しかし会社は、2月22日に控訴。組合は、会社の控訴に対して強く抗議するとともに、高裁での闘いの準備を始めました。

西日本討論集会では、「賃上げ闘争」「争議交流」「非正規の闘い」の3分科会形式で膝を交えた論議を行い、充実した時間となりました。

この中で、きょうとユニオンiWAI分会から160日以上の職場占拠闘争が報告されました、外国人労働者の労働相談などで資格外労働下の権

ます。今後ともご支援よろしくお願いたします。

(佐藤修作)

2/2

i w a i でワイワイ！ 早期解決をめざす会に70名 きょうとユニオン

手段」と評価され、会社の立ち入り禁止の即時抗

2月28日にiWAI構内で、iWAIでワイワイ！早期解決を目指す会が、支援の労働者、当該組合員、家族など約70名の結集で開催された。

昨年、9月7日のスト以来、175日目となる。集会は、2月8日に大阪高裁から、「ストライキとそれに伴う職場滞留は団体交渉を引き続き求めるためのやむを得ない

玉井委員長から闘いの経過と、団体交渉を要求し会社を追い詰めて解決を目指すという基本方向が提起された。

その後、当該組合員の慰労と支援の仲間への感謝をこめて、手製のおでん、焼きそば、粕汁などが振る舞われた。同時に、子供達むけのアニメの上映や、ガククタブなども行なわれた。



最後に、iWAI分会員が、全員が発言し、闘いの決意を表明し、iWAI分会と支援の仲間の闘争勝利に向けた隊列を固めていくことを確認した。

2/1

神奈川県共闘16春闘決起集会に30名結集

労働法制改悪阻止！ 最善引き上げ！ 脱原発！

辺野古新基地建設阻止！ 戦争法廃止の闘いと結びつき

3・18神奈川春闘一日行動を闘おう！ 全国一般神奈川

2. 18決起集会がエブラサに30名の結集で開催され、県共闘としての闘う体制が打ち固められた。集会は郵産ユニオン佐藤氏の司会で始まり、最初に川端議長が最先頭で闘う決意を挨拶で行った。

次に友誼団体から神奈川交流の風呂橋氏は「3・18春闘一日行動を共に闘おう」と呼び掛けた。ALF争議団は、「解雇撤回を求めた本社行動への支援」を訴えた。共に闘うことを確認し、基調報告に立った事務局長の小内氏は、「ストライキを指しつつも、職場、地域から目標を設定して闘おう」「賃上げ目標の月2万円以上、時給150円以上を目指し16春闘を闘おう！3・18春闘一日行動を闘おう！」と力強く提起し、全員の手で確認された。

次に、がくろう神奈川のSさん分限処分撤回の闘いの決意表明、全国一般から、横浜地裁で勝利判決を勝ち取った青葉郵便局清水さんの雇い止めの闘いについて、

北関東・東北・長野、16春闘討論集会

2/2

権利拡大・7月参院選勝利・安倍打倒の闘う体制へ！ 原発収束作業・除染作業の労働者も討議に参加する！

今年の三地区春闘討論集会は、2月21日午後11時、わき市労働福祉会館で、約30名の参加で開催されました。

最初に同じ地域でいき自由労組と共に闘っている全港湾小名浜支部からの連帯挨拶があり、さらに東北全労協からの問題提起と宮城全労協からの活動報告があり、その

あと全国一般中央執行委員会から最賃闘争強化・ストライキ体制の構築など16春闘方針提起が行われました。

第2部の地区報告では参加者全員が発言を行い各地区の闘いを交流し、「労働者の権利拡大・7月参院選勝利・戦争法廃案・安倍打倒」へ向けた共同の闘いを踏み出す体制をつくりました。

本集会には、第一原発構内で収束作業を行っていた労働者や除染現場の労働者も多数参加し、全国一般の組合員になって、はびこるピンハネや劣悪環境と闘っていることが報告され、連帯の拍手が起りました。

(宮城合同労組)

撤回の闘い、エイボン3名の解雇撤回の闘い、テクノウエーブ不当労との闘い等の決意表明、寿日労働者から生活保護費引き下げとの闘いの決意が、それぞれ述べられた。

最後に横浜市従務財政支部、全国一般神奈川などの県共闘構成労組が決意を述べ、「団結頑張ろう！」で閉会した。

すでに全国一般神奈川は県共闘の仲間と共に、

非正規職員の雇い止めを許さない郵便局への一斉ピラ入れ行動を皮切りに闘いを開始している。共に闘わん！(全国一般神奈川書記局・米山)

2/1

フジビ闘争のスラップ訴訟に不当判決！

東京労組フジビグループ分会

富士美術印刷が争議の当該組合員3名を個人として訴えた損害賠償請求訴訟「スラップ訴訟」の判決が2月10日に出されました。

結果は、2千2百万円の請求に対し350万円を支払えという極めて不当なものでした。

しかし、内容が決して負けているわけでもありません。会社側の請求の多く、社前行動や社内への立ち入り、主要取引先ほか数社からの取引停止、インターネット検索結果による顧客離れなどの損害などは認められていません。

裁判所が主に問題としているのは、解雇直後に私たちが発行したビラや横断幕・幟や演説内容が、一般人に与える印象として、原告富士美術印刷の社会的評価を低下させているとし、また、それを見聞きした取引先から会社に問い合わせがあり、フジビの社員が説明などの対応に追われたことから、その損害がぎっくり350万円というものです。当然、控訴して闘う決意です。

労働組合の争議行為、抗議行動は相手側(使用者側)を社会的に包囲し、争議を勝利に持ち込むためのものです。そのため、その判決は労働者の争議行為を「個人による共同不法行為」と断罪しています。このような判決を放置しては、労働者・労働組合の権利がむしりとられ、企業・経営者のやりたい放題が認められてしまいます。

未たる3・15荒川春闘共闘決起集会・フジビ抗議の地域デモ、など春闘季の行動が控えています。これらの行動に結集し、労働組合全体にかけられた不当な攻撃を、団結と連帯の力で押し返していきましょう。